

次期函館市総合計画策定方針

平成27年3月3日 市長決裁

1 計画策定の趣旨

本市は、平成19年度に、平成28年度を目標年次とする「新函館市総合計画」を策定し、基本構想において「人が輝き まちが輝く 交流都市 はこだて」の将来像を掲げ、市民の皆さんとともに、まちづくりを進めてきました。

この間、人口減少や少子高齢化の進行、経済の低迷、市財政のひっ迫、地域間競争の激化など、本市を取り巻く社会経済情勢・環境は急速に変化してきました。

そのような中、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、行財政改革や地域経済の再生に向けた各般の取組みを進めてきたところであり、北海道新幹線の開業を目前に控え、市は、停滞から脱却し新たな発展を目指す、まちづくりの転換期を迎えています。

このようなことから、今後の発展への歩みを確かなものにするため、現総合計画終了後の平成29年度からの10年間を見据え、新たな「総合計画」を策定し、市民の皆さんと目指すべきまちの姿と目標を共有しながら、将来において活気にあふれるまちを築いていこうとするものです。

2 現総合計画の現状と主な課題

(1) 現状

本市の総合計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画（まちづくり3か年計画）」の3つの体系で構成しています。

「基本構想」は、本市が目指す将来像とそれを実現するための基本的な方向性を定めており、議会の議決を経て決定したものです。

「基本計画」は、「基本構想」で示した方向性の具体的な取組みを各分野ごとにまとめており、その中でも、特に重要なものとして、「人づくり」と「活力創造」に関する取組みを、重点プロジェクトとして位置付けています。

「実施計画」は、直近3か年で実施する主な事業を取りまとめているもので、毎年度ごとに見直しを行いながら、社会情勢の変化に対応できるようにしています。

(2) 主な課題

① 「基本計画」は、計画期間の10年間、見直しを行っていないことから、環境変化への柔軟な対応が図られていないことや、計画期間が3年間で毎年見直しを行っている「実施計画」との関連性が希薄になっている状況にあります。

② 「基本計画」や「実施計画」に定めている取組みは、その成果や目標などを特に設定していないため、その後の検証や評価、見直しが難しい状況にあります。

3 次期総合計画の構成と基本的な考え方

次期総合計画は、市民の皆さんと行政が共に参画し、策定する「基本構想」と、構想の実現に向けて行政が主体となり策定する「実施計画」で構成します。

これまでの3つの計画体系を2つにすることにより、計画全体を簡潔にし、それぞれの役割や関連性を明確にすることで、市民の皆さんと行政が共有できる、わかりやすい計画にします。

(1) 「基本構想」

長期的な視点に立ち、目指すべき将来像と、その実現に必要なまちづくりの基本的な方向性や目標などを示します。

市民の皆さんと行政が共有して、市全体で取り組んでいくための構想であり、市民の皆さんの意見を十分に踏まえ、市議会の議決を経て決定します。

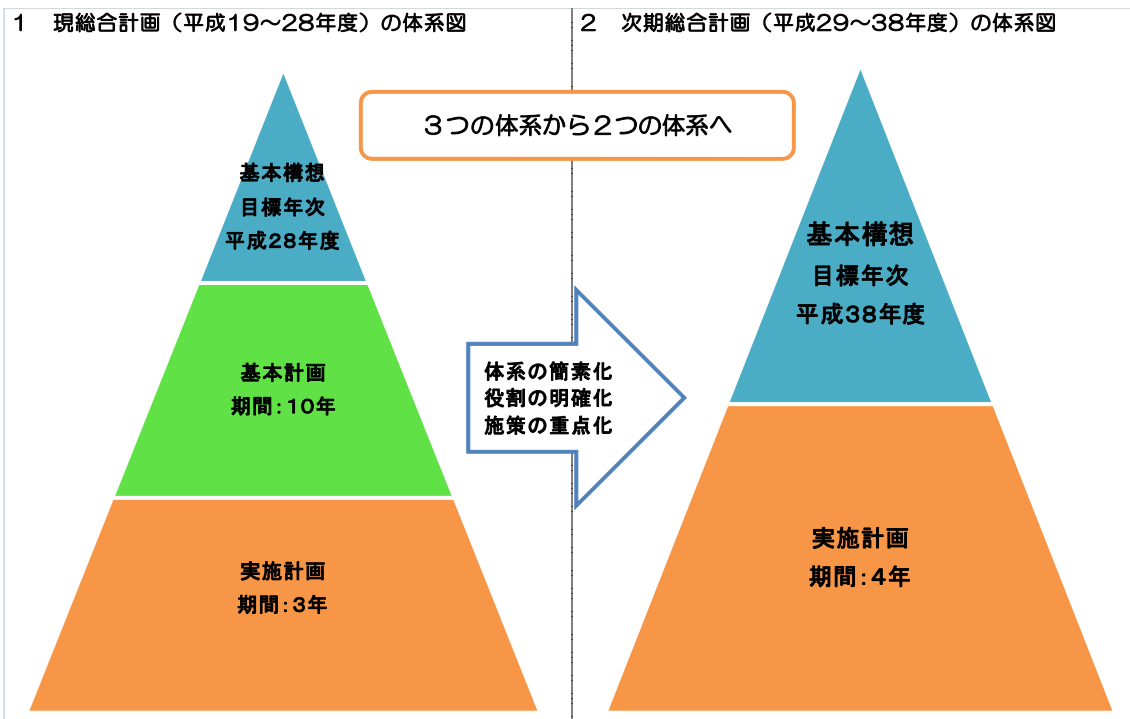
目標年次は、平成38年度（2026年度）とします。

(2) 「実施計画」

「基本構想」で定めたまちづくりの基本的な方向性に基づき、優先的・重点的に進める取組みを定めるもので、市の抱える喫緊の課題を明確にしなが、市長の掲げる政策に対応した計画とします。

計画期間は4年間を基本としますが、社会経済情勢などの変化に柔軟に対応するため、期間内においても、必要に応じて内容の見直しを行います。

計画の策定にあたっては、将来の財政運営を示す「財政の中期的な見通し」などとの整合を図るとともに、定量的な指標を可能な限り設定し、策定後の検証や評価、適正な進行管理に努めます。



4 基本構想の策定体制

(1) 庁内

企画部内に次期総合計画策定のための専任スタッフを配置し、策定作業を進めます。必要に応じて専門部会やワーキンググループを設置し、庁内における具体の検討を進めます。

(2) 市民参画

基本構想の策定にあたっては、函館市自治基本条例の理念に沿って、市民の皆さんの参画機会の充実および意見把握に努めます。また、計画策定の進捗状況を市のホームページで随時公開するなど、情報発信に努めます。

① 市民アンケート

年代別は無作為で抽出した市民の皆さんに対してアンケート調査を実施し、その意向を踏まえ、基本構想の内容に反映させていきます。

② ワークショップ

現在市が抱える様々な課題を踏まえた、今後のまちづくりの取組みなどについて、直接市民の皆さんからの意見を募り、共有していく場として、ワークショップを開催します。

③ 函館市総合計画審議会

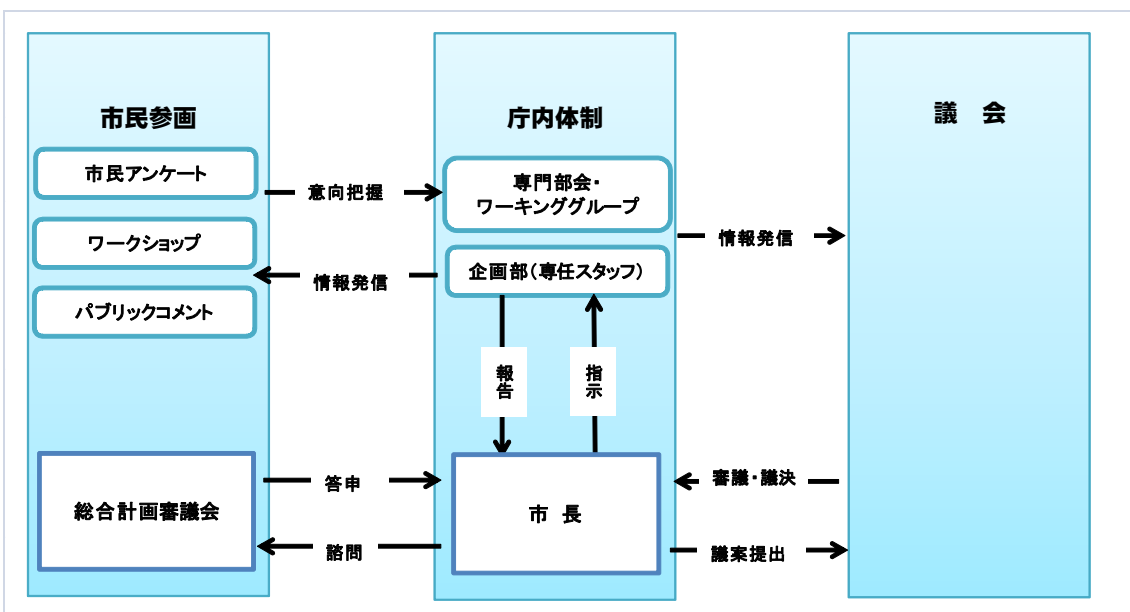
基本構想については、市長の諮問機関であり、有識者や市民の皆さんから公募した委員で構成する、総合計画審議会にて審議を行います。

④ パブリックコメント

基本構想の原案を市のホームページ等で公開し、市民の皆さんから意見を募り、いただいた意見に対する市の考え方を公表します。

(3) 議会

基本構想は、議案として提出し、議会の審議および議決を経て決定します。



5 策定スケジュール（予定）

次期総合計画は、平成27年度から28年度までの2か年で策定作業を進めます。

平成27年度に基本構想の素案を策定し、総合計画審議会への諮問、答申を経て、平成28年度に、議会の議決を経て基本構想を策定するとともに、基本構想の方向性に基づき速やかに実施計画を策定します。

